

# 官報 号外

昭和五十年三月二十七日

## ○第七十五回衆議院会議録 第十四号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)

議事日程 第十三号

昭和五十年三月二十七日

午後一時開議

第一 航空法の一部を改正する法律案(第七十

二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三 自動車安全運転センター法案(内閣提出)

第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第六 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 自動車安全運転センター法案(内閣提出)

第八 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第九 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十二 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

行政監理委員会委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同

意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同

意を求めるの件

日程第一 航空法の一部を改正する法律案(第

七十一回国会、内閣提出)

午後一時四分開議  
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

行政監理委員会委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) お詫びいたします。

内閣から、

行政監理委員会委員に大槻文平君、栗山益夫君、住本利男君、東畠精一君、林修三君及び宮崎輝君を、

旧軍港市国有財産処理審議会委員に市川四郎君、江澤省三君、橋田光男君、黒川洋君及び勝田龍夫君を、

運輸審議会委員に杉本行雄君を、

鉄道建設審議会委員に荒木茂久二君、五島昇君、駒井健一郎君、日向方齊君、森本修君、田實涉君、角本良平君及び片岡文重君を、

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、いざれも同意を与えるに決しました。

日程第一 航空法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長木部佳昭

君。

航空法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木部佳昭君登壇〕

○木部佳昭君 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容を申し上げます。

本案は、航空機の大型化及び高速化が急激に進み、かつ、航空交通量も著しく増大している現状にかんがみ、航空交通の安全を確保するため、航空機の運航方法に関する規制を強化するとともに、航空機に装備すべき装置の範囲を拡大し、また、航空機の騒音ができるだけ減少させるため、騒音基準適合証明制度を新たに設けようとするものであります。

本件として、

第一に、航空機の高度変更の禁止、速度の制限等、一般的の航空機が遵守すべき飛行のルールを定めるとともに、操縦練習飛行、姿勢を頻繁に変更する飛行等の特殊な飛行及びロケットの打ち上げ等の危険な行為を、一般の航空機の飛行する空域から排除するなど、航空交通管制を行なう空域における運航に関する規制を強化することといたしております。

第二に、航空機の操縦者の見張り義務を明確化することとし、航空機の異常接近が発生したときの報告義務を新たに規定いたしております。

第三に、一定の航空機に、航空交通管制用自動応答装置、気象レーダー、飛行記録装置等の装備義務を強化するとともに、無線電話について、義務対象航空機の範囲を拡大することといたしておられます。

第四に、自衛隊の使用する航空機について、從来適用されていなかった、航空交通管制が行われる空域における航空機の操縦の練習飛行の禁止等



## 官 報 号 (外)

と、

四、運転免許を受けた者で高度の運転の技能及び知識を必要とする業務に従事するものまたは運転免許を受けた青少年に対し、それぞれ必要となる運転に関する研修を行うこと、

## 五、交通事故等の調査研究を行うこと、

第三に、自動車安全運転センターに対する政府の出資、監督等につき所要の規定を設けることなどであります。

本案は、去る一月十九日付託され、翌二十日、提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑に入るとともに、現地視察、参考人からの意見聴取を行ひ、三月二十六日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、參議

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長大西正男君。

正男君。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○大西正男君 ただいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本案は、市町村の合併を円滑にするため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期間を、昭和六十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、参議院先議でありまして、二月一日、本委員会に予備審査のため付託され、三月二十五日、福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。

同二十六日、本付託となり、質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は、全会一致をもつて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長久保田円次君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○久保田円次君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

主張及び関係住民の意向を十分に尊重すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党の共同提案により、合併に当たっては、市町村の自主性及び関係住民の意向を十分に尊重すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

本案の要旨は、

第一に、富山医科大学及び島根医科大学を新設し、千葉大学に看護学部を設置すること、

第二に、弘前大学、京都大学及び鳥取大学に、それぞれ医療技術短期大学部を併設すること、

第三に、国立大学共同利用機関として、分子科学研究所を新設すること、

第四に、この法律は昭和五十年四月一日から施行すること、ただし、富山医科大学の医学部に係る部分及び島根医科大学に係る部分は昭和五十年十月一日から、富山大学に係る部分及び富山医科大学の歯学部に係る部分は昭和五十一年四月一日から施行すること

以上であります。

本案は、去る一月五日内閣から提出され、同日当委員会に付託となり、三月十四日、政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査をいたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、三月二十六日、本案に対する質疑を終了し、討論の申し出がないため、直ちに採決に入り、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、自由民主党三塚博君外四名から、本案



(要求書受領)

一、今二十七日、内閣から、行政監理委員会委員に大槻文平君、栗山益夫君、住本利男君、東畑精一君、林修三君及び宮崎輝君を任命したいので、行政監理委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十七日、内閣から、旧軍港市国有財産処

理審議会委員に市川四郎君 江澤省三君 櫛田

ので、旧軍港市転換法第六条第四項の規定によ

り本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。  
一、今二十七日、内閣から、運輸審議会委員に杉  
本行雄君を任命したいので、運輸省設置法第九  
条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の  
要求書を受領した。

一、今二十七日、内閣から、鉄道建設審議会委員會に荒木茂久君、五島昇君、駒井健一郎君、日向方齊君、森本修君、田貫涉君、角本良平君及び片岡文重君を任命したいので、鉄道敷設法第六条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

內閣委員

大石 千八君  
塙崎 潤君

潤君

昭和五十年三月二十七日 衆議院会議録第十四号

## 朗読を省略した議長の報告

建設委員

辞任

補欠

阪上安太郎君

金子 みつ君

議院運営委員

辞任

補欠

小沢 貞孝君

池田 祐治君

小沢 貞孝君

池田 祐治君

(議案受領)

一、昨二十六日、参議院から受領した内閣提出案

は次のとおりである。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

作業環境測定法案

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政緊急措置法案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政緊急措置法案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政緊急措置法案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政緊急措置法案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政緊急措置法案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一  
部を改正する法律案航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一  
部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

された議案は次の委員会に付託された。

地方財政緊急措置法案(和田静夫君提出、参法第五号)(予)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の  
確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外一名提出、参法第六号)(予)農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律  
案一、昨二十六日、参議院において次の内閣提出案  
を可決した旨の通知書を受領した。

山村振興法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律  
案一、昨二十六日、参議院において次の内閣提出案  
を可決した旨の通知書を受領した。

山村振興法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律  
案一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案  
は次のとおりである。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合  
理化に関する特別措置法案下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合  
理化に関する特別措置法案下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合  
理化に関する特別措置法案一、去る二十五日、第七十二回国会、第七十三回  
国会及び第七十四回国会において本院で継続審  
査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正  
する法律案一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案  
は次のとおりである。

航空法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月十四日

内閣總理大臣 田中 角栄

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一  
部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一  
部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

項の運輸大臣が指定する飛行場への着陸及び  
離陸及びこれに引き続き上昇飛行又は同

作業環境測定法案(内閣提出第一四号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

## 官報(号)

そのための降下飛行を、運輸大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により運輸大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により運輸大臣が与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

二 前号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定によつて運輸大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

第三条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条中「第十一条第一項又は前条第一項の」を「有効な」に、「受けたもの」を「受けているもの」に改め、同条に次の二項を加える。

2 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第十一条第一項ただし書の規定は、第一項本文の場合に準用する。

2 第十一条第一項ただし書の規定は、前項本文に次の一項を加える。

の場合に準用する。

第二十条を次のように改める。

(騒音基準適合証明)

第二十条 運輸大臣は、申請により、航空機の種類、装備する発動機の種類及び最大離陸重量の範囲が運輸省令で定めるものである航空機で第十一条第一項の耐空証明を受けているものについて騒音基準適合証明を行なう。

2 騒音基準適合証明は、運輸省令で定める航空機の運用限界を指定して行なう。

3 運輸大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の騒音が、運輸省令で定める基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるとときは、騒音基準適合証明をしなければならない。

4 騒音基準適合証明は、申請者に騒音基準適合証明書を交付することによって行なう。

第二十条の次に次の四条を加える。

2 航空機は、前条第一項に規定する航空機は、有効な騒音基準適合証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

型式の航空機についてその後行なう騒音基準適合証明に係る同条第三項の基準は、なお從前の例による。

第二十条の四 運輸大臣は、第二十条第二項、次条第一項又は第百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機の騒音が第二十条第三項の基準に適合せず、又は当該航空機若しくは当該型式の航空機に係る耐空証明を受けた前号の型式の航空機で、その型式について、当該型式の航空機と同等又はこれに準する輸送能力及び性能を有し、かつ、その騒音が同条第三項の基準に適合する他の型式の航空機が実用化されていないと運輸大臣が認定した航空機であるもの

2 第二十一条第一項の運輸省令の制定又は改正がつた場合において、その施行後に耐空証明を受けた前号の型式の航空機で、その型式について、当該型式の航空機と同等又はこれに準する輸送能力及び性能を有し、かつ、その騒音が同条第三項の基準に適合する他の型式の航空機が実用化されていないと運輸大臣が認定した航空機であるもの

3 第二十一条第三項の運輸省令の改正により同項の基準が強化された場合において、その施行前に受けた騒音基準適合証明は、なおその効力を有する。ただし、その騒音が同項の強化された基準に適合するよう改造することが困難でないと運輸大臣が認定した型式の航空機について受けた騒音基準適合証明については、この限りでなければ、航空の用に供してはならない。

2 騒音基準適合証明は、当該騒音基準適合証明に係る航空機の耐空証明の有効期間が満了し、又は当該耐空証明が失効したときは、その効力を停止し、若しくは有効期間を定め、又は同条第一項の規定により指定した運用限界を変更することができる。

(騒音関係修理改造検査)

第二十条の五 騒音基準適合証明のある航空機の使用者は、当該航空機について運輸省令で定める騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造をした場合には、運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 第十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第十一条第一項左に掲げる航空機は、前条第一項の規定にかかわらず、騒音基準適合証明を受けてはならない。

3 第十一条第一項ただし書の規定は、前二項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなお効力を有することとされた航空機及びこれと同一の

3 第二十一条第三項の運輸省令の改正により同項の基準が強化された場合において、前項の規定

3 第十一条第一項ただし書の規定は、前項の場

3 運輸大臣は、第一項の検査の結果、当該航空機の騒音が第二十条第三項の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならぬ

4 第二十条の三第三項の規定は、第一項の検査を行なう場合の第二十条第三項の基準について準用する。

第二十一一条中「及び型式証明書」を「型式証明書及び騒音基準適合証明書」に、「及び予備品証明」を「予備品証明、騒音基準適合証明及び前条第一項の検査」に改める。

第二十八条第三項中「以下同じ。」を削る。

卷

卷四

官

事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る左に掲げる飛行の技能について運輸大臣の行なう計器飛行証明を受けていなければ、左に掲げる飛行を行なつてはならない。

### 一 計器飛行

#### 二 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行（以下「計器航法による飛行」という。）で運輸省令で定める距離又は時間をこえて行なうもの

#### 三 計器飛行方式による飛行

左に掲げる操縦の練習を行なう者に対しでは、その使用する航空機を操縦することができ技能証明及び航空身體検査証明を有し、か

一、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について運輸大臣の行なう操縦教育証明を受けている者(以下「操縦教員」という。)でなければ、操縦の教育を行なつてはならない。

一 定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明(以下「操縦技能証明」という。)を受けていない者が航空機(第二十八条第三項の運輸省令で定める航空機を除く。次号において同じ。)に乗り組んで行なう操縦の練習

二 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機に乗り組んで行なう操縦の練習

第三十五条第一項を次のように改める。

第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦の練習のために行なう操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について運輸大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定を受けた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、当該

航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあっては、当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて運輸大臣が指定した者の監督）の下に行なうもの

第三十五条第四項中「第一項の許可」を「第一項第一号の許可」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第一号」に改め、「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号の操縦の練習の監督を行なう者は、当該練習の監督を運輸省令で定めるところにより行なわなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（計器飛行等の練習）

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが同項各号に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の練習のために行なう飛行で、左に掲げる者の監督の下に行なうものについては、適用しない。

一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該

技能証明が事業用操縦士又は自家用操縦士の資格に係るものである場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者

一 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行なうときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者

三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行なうことができる知識及び能力を有すると認めて運輸大臣が指定した者

2 前条第二項の規定は、計器飛行等の練習の監督を行なう者について準用する。

第三十六条中「及び前条の許可」を「第三十五条第一項第一号の許可並びに同項第三号及び前条第一項第三号の指定」に改める。

第五十七条ただし書、第五十八条第三項及び第五十九条ただし書中「第十一條但書」を「第十一條第一項ただし書」に改め、同条に次の二項を加え、してはならない。ただし、第二十条の二第三項において同条第一項の場合に準用する第十一各項

第一項ただし書の規定による許可を受けた場合

は、この限りでない。

第六十条を次のように改める。

(航空機の姿勢等を測定するための装置)

第六十条 航空機は、運輸省令で定めるところに

より航空機の姿勢、高度、位置又は針路を測定

するための装置を装備しなければ、計器飛行等

を行なつてはならない。ただし、運輸大臣の許

可を受けた場合は、この限りでない。

第六十二条を削り、第六十一条を第六十二条と

し、第六十条の次に次の二条を加える。

(航空交通管制区等における航行を行なうため

の装置)

第六十一条 航空機は、運輸省令で定めるところ

により無線電話、航空交通管制用自動応答装置

その他の航空交通の安全を確保するための装置

を装備しなければ、航空交通管制区又は航空交

通管制区において航行してはならない。ただ

し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限り

でない。

(航空運送事業の用に供する航空機の装置)

第六十二条 航空運送事業の用に供する航空

機は、運輸省令で定めるところにより無線電

話(前条の規定により装備する場合を除く)、計

器着陸装置を利用するための装置及び雲の状況

を探知するためのレーダーを装備しなければ、

航行してはならない。ただし、運輸大臣の許可

を受けた場合は、この限りでない。

2 航空運送事業の用に供する航空機は、運輸省

令で定めるところにより、飛行記録装置その他

の航空機の運航の状況を記録するための装置を

装備し、及び作動させなければ、これを航空の

用に供してはならない。ただし、運輸大臣の許

可を受けた場合は、この限りでない。

3 航空運送事業を經營する者は、運輸省令で定

めるところにより前項の装置による記録を保存

しなければならない。

第六十六条第一項の表中「第六十条の規定によ

り無線設備(運輸省令で定めるものを除く。)を設

置しなければならない」を「第六十条、第六十一条

又は第六十一条の二第一項の規定により無線設備

(受信のみを目的とするものを除く。)を装備して

飛行し、又は航行する」に改め、「認められるも

の」の下に「並びに慣性航法装置その他の運輸省令

で定める航空機の位置及び針路の測定並びに航法

上の資料の算出のための装置を装備するもの」を

加える。

第六十七条第二項中「航空機乗組員(航空機に乗

り組んでその運航に従事する航空従事者をいう。

以下同じ。」は、「航空従事者は、航空機に乗り

組んで」に改める。

第六十八条中「その使用する航空機の航空機乗

組員を航空機の運航」を「航空従事者をその使用す

る航空機に乗り組ませて航空業務」に改める。

第六十九条中「航空機乗組員」の下に「航空機に

乗組んで航空業務を行なう者をいう。以下同

じ。」を加える。

第七十一条の次に次の二条を加える。

(操縦者の見張り義務)

第七十二条の二 航空機の操縦を行なつている者

が、その練習を監督する者が同乗しているときは、

その者)は、航空機の航行中は、第九十六条第

一項の規定による運輸大臣の指示に従つている

航行であるとないとしかわらず、当該航空機

外の物件を視認できない気象状態の下にある場

合を除き、他の航空機その他の物件と衝突しな

いよう見張りをしなければならない。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 機長は、航空機の航行中、その航空

機に急迫した危難が生じた場合には、旅客の救

助及び地上又は水上の人又は物件に対する危難

の防止に必要な手段を尽くさなければならない

い。

第七十六条第一項第四号を同項第五号とし、同

項第三号の次に次の二号を加える。

四 他の航空機との接触

第七十六条の二 機長は、飛行中他の航空機との

衝突又は接触のおそれがあつたと認めたとき

は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に

その旨を報告しなければならない。

第八十二条に次の二項を加える。

(航空交通管制圈等における速度の制限)

第八十二条の二 航空機は、左に掲げる空域にお

いては、運輸省令で定める速度をこえる速度で

飛行してはならない。ただし、運輸大臣の許可

を受けた場合は、この限りでない。

一 航空交通管制圈

二 第九十六条第三項第四号に規定する進入管

制区のうち航空交通管制圈に接続する部分の運輸大臣が告示で指定する空域

2 航空機は、航空交通管制区内にある航空路の空域(第九十四条の二第一項に規定する特別管制空域を除く。)のうち運輸大臣が告示で指定する航空交通がよくそうする空域を計器飛行方式によらないで飛行する場合は、高度を変更してはならない。ただし、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 離陸した後引き続き上昇飛行を行なう場合

二 着陸するため降下飛行を行なう場合

三 悪天候を避けるため必要がある場合であつて、当該空域外に出るいとまがないとき、又は航行の安全上当該空域内での飛行を維持する必要があるとき。

四 その他やむを得ない事由がある場合

3 運輸大臣は、前項の空域以下「高度変更禁止空域」ということに、同項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

第八十二条の次に次の二条を加える。

第八十七条第一項中「航空機乗組員」を「航空從事者」に改める。

第九十一条の見出しを「(曲技飛行等)」に改め、同条中「五千メートル(七千三百メートル以上の高さの空域にあつては、八千メートル)」を「運輸省令で定める距離」に、「その他の曲技飛行」を「その他の運輸省令で定める曲技飛行、航空機の試験をする飛行又は運輸省令で定める著しい高速の飛行(以下「曲技飛行等」という。)」に、「航空路」を「航空交通管制区」に改め、同条に次の一項を加える。

2 航空機が曲技飛行等を行なおうとするとき

は、当該航空機の操縦を行なつてゐる者(航空機の操縦の練習をするためその操縦を行なつてゐる場合で、その練習を監督する者が同乗していふときは、その者)は、あらかじめ当該飛行により附近にある他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないことを確認しなければならない。

第九十二条から第九十五条までを次のように改める。

(操縦練習飛行等)

第九十二条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圈においては、左に掲げる飛行(曲技飛行等を除く。)を行なつてはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 操縦技能証明(自衛隊法(昭和二十九年法律

第一百六十五号)第百七条第五項の規定に基づき定められた自衛隊の使用する航空機に乗り組んで操縦に従事する者の技能に関する基準による操縦技能証明に相当するものを含む。

次号において同じ。)を受けていない者が航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

二 操縦技能証明を有する者が当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機以外の航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

三 航空機の姿勢をひんぱんに変更する飛行その他の航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行で運輸省令で定めるもの

四 前条第二項の規定は、航空機が前項第三号に掲げる飛行(これに該当する同項第一号又は第二号に掲げる飛行を含む。)を行なおうとする場合に準用する。

(計器飛行及び計器航法による飛行)

第九十三条 航空機は、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。

二 前号に掲げる飛行を行なおうとする場合は、この限りでない。

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圈における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続き上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち運輸大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区内における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域における飛行

第七十九条の二第一項のただし書の許可を受けたる計器飛行方式による飛行

八 第六章中第九十九条の次に次の二条を加える。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

一 当該航空交通管制圈に係る飛行場からの離陸及びこれに引き続ぐ飛行(当該航空交通管制圈において行なう飛行を除く。)

二 当該航空交通管制圈に係る飛行場への着陸及びその着陸のための飛行

三 航空機は、左に掲げる航行を行なう場合は、

第一項の規定による運輸大臣の指示を受けるため、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に連絡したうえ、これらの航行を行なわなければならぬ。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合

又は運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(計器飛行方式による飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区又は航空交通管制圈にあつては計器飛行方式により飛行しなければならない。ただし、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天

候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合

一 航空交通管制圈に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圈におけるこれに引き続ぐ上昇飛行

二 航空交通管制圈に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圈におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圈における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続き上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち運輸大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区内における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域における飛行

第七十九条の二第一項のただし書の許可を受けたる計器飛行方式による飛行

八 第六章中第九十九条の次に次の二条を加える。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

一 当該航空交通管制圈に係る飛行場からの離陸及びその着陸のための飛行

二 当該航空交通管制圈に係る飛行場への着陸及びその着陸のための飛行

三 航空機は、左に掲げる航行を行なう場合は、

第一項の規定による運輸大臣の指示を受けるため、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に連絡したうえ、これらの航行を行なわなければならぬ。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合

ならない。

一 操縦技能証明(自衛隊法(昭和二十九年法律

おそれがないものであると認め、又は公益上必



第一百五十四条第一項第二号中「第八十条から第八十三条まで」を第八十条、第八十二条、第八十三条第一項若しくは第二項、第八十二条の二又は第八十三条に改め、同項第五号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「曲技飛行」を「曲技飛行等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第九十二条第一項（第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、確認しなかつたとき。

五の三 第九十二条第一項の規定に違反して、航空機を運航したとき。

五百四十四条第一項第六号中「第九十四条」を「第九十三条」に改め、「計器飛行」の下に「又は計器航法による飛行」を加え、同項第六号の二中「第九十四条の二」を「第九十四条の二第一項」に改め、同号を同項第六号の二とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第九十四条の規定に違反して、計器気象状態において航空機を運航したとき。  
第一百五十四条第一項第七号中「計器飛行方式により」を「航空交通管制圏において」に改め、同項第八号の次に次の二号を加える。

六の二 第九十四条の規定による連絡をせず、又は虚偽の連絡をしたとき。

第一百五十九条中「関して」の下に「、第一百四十三条」を加える。  
第一百六十一条第三号中「第一百三十四条の二」を「第九十九条の二第二項」に改める。  
別表中「第十九条本文」を「第十九条第一項本文」に改める。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
航空機の種類を飛行機に限定した改正後の第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

す。

3 改正前の第三十五条第一項の規定によりした許可是、改正後の第三十五条第一項第一号の規定によりした許可とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 航空機の騒音基準適合証明に関する規定

第五十五条の二第三号の次に次の二号を加える。  
三の二 航空機の騒音基準適合証明に関する規定

第五十五条の二第三号の次に次の二号を加える。

四の二 航空機の騒音基準適合証明に関する規定

第五十五条の二第三号の次に次の二号を加える。

に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第二十条第一項」を「第二十条の二」に改める。

自衛隊法の一部を次のように改正する。

自衛隊法の一部を次のように改正する。

（自衛隊法の一部改正）

第一百七条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条の二」に改め、「第九十五条」を削り、同

条第四項中「第七十九条から第八十一条まで」を「第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二第一項の二」に、「及び第九十一条」を「第九十二条第一項第三号に係る部分に限る。」及

び第九十九条の二第一項に改め、「從事する者」の下に「並びに自衛隊の行なう同法第九十九条の二第一項に規定する行為」を加える。

（交通安全管理基本法の一部改正）

十号の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第六十七条第二項」を「第六十九条」に改める。

に伴い、航空交通の安全を確保するとともに、航空機の騒音の減少を図るために、航空機の運航方法に関する規制を強化し、航空機に装備すべき装置の範囲を拡大し、騒音基準適合証明制度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（一）航空機の航行の安全の確保制度を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

（一）航空機の航行の安全の確保

（二）航空交通管制が行われる空域における運

（三）航空交通がふくそする一定の航空路における有視界飛行方式による航空機の高度の変更を原則として禁止する。（この空域を「高度変更禁止空域」という。）

（四）飛行場周辺の空域においては、航空機の速度の制限を行う。

（五）曲技飛行、試験飛行、超音速飛行、操縦練習飛行及び姿勢をひんぱんに変更する飛行その他の航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行に係る規制を強化するとともに、これらの飛行を行なう場合は、航空機の操縦者等は、あらかじめ当該飛行により附近にある他の航空機の安全に影響を及ぼすおそれがないことを確認しなければならない。

（六）航空交通管制圏においては、通過飛行を禁止する。

（七）航空交通管制圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域においては、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げ等の行為を禁止する。

（八）（2）から（5）までの禁止又は制限は、運航大臣の許可を受けた場合には、解除されなければならない。

（九）航空機の操縦者等は、航空機の航行

（十）航空機の操縦者等と衝突しないように見張りをしなければならない。

## 二 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十一回国会開法第八八号）に関する報

議案の要旨及び目的  
本案は、航空機の高速化及び航空交通量の増

（一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（十九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（二十九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（三十九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（四十九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十一）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十二）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十三）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十四）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十五）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十六）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十七）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十八）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（五十九）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的  
第七十一回国会開法第八八号）に関する報

（六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）議案の要旨及び目的



昭和五十年三月二十七日 衆議院会議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八八

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

## イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 107,300	円 79,000	円 65,900
2	—	125,400	112,200	88,500	68,600
3	162,600	131,200	117,100	88,100	71,500
4	169,100	137,000	122,000	92,700	74,800
5	175,600	142,800	127,200	97,300	78,300
6	182,400	148,600	132,400	101,900	81,900
7	189,200	154,400	137,600	106,500	85,700
8	196,000	160,200	142,800	111,100	90,000
9	203,200	166,000	148,100	115,700	94,300
10	210,400	171,800	153,400	120,300	98,700
11	217,600	177,600	158,700	124,900	103,200
12	224,900	182,800	164,000	129,400	107,700
13	232,200	187,800	169,300	133,900	112,100
14	239,500	192,800	174,600	138,200	116,200
15	246,800	197,800	179,700	142,500	120,300
16	254,100	202,500	184,600	146,500	124,300
17	261,400	207,200	189,400	150,200	128,100
18	268,200	211,900	194,200	153,900	131,900
19	274,900	216,600	198,900	157,600	135,700
20	281,600	221,000	203,600	161,300	139,400
21	288,300	225,400	208,300	165,000	143,000
22	294,800	229,800	213,000	168,700	146,600
23	300,600	234,200	217,300	172,400	149,800
24	305,600	238,600	221,600	176,100	153,000
25	309,800	243,000	224,800	179,500	155,700
26		247,100	227,500	182,800	158,400
27				185,300	161,100
28					163,800
29					165,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 教育職俸給表(二)

昭和五十年三月二十七日

衆議院会議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八九

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	196,300	—	75,300	—
2	202,300	143,100	79,000	63,300
3	208,400	148,500	82,900	65,600
4	214,500	154,000	86,900	67,900
5	220,600	159,500	90,900	70,700
6	226,800	165,000	94,900	74,000
7	233,000	170,500	98,900	77,400
8	239,200	176,000	103,000	81,000
9	245,500	181,600	107,200	84,600
10	251,800	187,200	111,400	88,400
11	258,100	192,800	115,800	92,200
12	264,400	198,400	120,400	96,000
13	270,300	204,000	125,400	100,000
14	276,200	209,600	130,500	104,100
15	280,200	215,200	135,700	108,200
16		220,900	140,900	112,200
17		226,600	146,100	116,200
18		232,300	151,400	120,200
19		238,200	156,700	124,200
20		244,100	162,000	127,700
21		250,000	167,300	131,200
22		255,700	172,500	134,700
23		261,100	177,700	138,200
24		266,500	182,900	141,700
25		270,200	188,100	145,100
26			192,900	148,500
27			197,700	151,900
28			202,500	155,300
29			207,300	158,300
30			212,100	161,300
31			216,300	163,900
32			220,200	166,400
33			224,100	168,900
34			227,600	171,300
35			231,100	173,100
36			234,600	
37			237,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	193,800 円	— 円	67,900 円	— 円
2	199,300	121,800	71,600	63,300
3	204,800	127,000	75,300	65,600
4	210,300	132,300	79,000	67,900
5	215,800	137,600	82,900	70,700
6	221,300	143,000	86,900	74,000
7	226,800	148,400	90,900	77,400
8	232,300	153,800	94,900	81,000
9	237,400	159,200	98,900	84,600
10	242,500	164,600	103,000	88,300
11	247,300	169,800	107,200	92,000
12	252,100	175,000	111,400	95,700
13	256,100	180,100	115,800	99,400
14	260,100	185,200	120,400	103,100
15	263,600	190,300	125,400	106,800
16		195,400	130,500	110,500
17		200,400	135,600	114,200
18		205,400	140,800	117,700
19		210,400	146,000	121,200
20		215,400	151,200	124,700
21		220,400	156,400	128,100
22		225,100	161,400	131,300
23		229,500	166,200	134,500
24		233,500	171,000	137,300
25		237,500	175,400	140,000
26		240,800	179,800	142,400
27		243,400	184,100	144,800
28		246,000	188,400	146,900
29		248,600	192,600	148,700
30			196,800	150,500
31			201,000	152,200
32			205,200	
33			209,200	
34			213,200	
35			216,800	
36			219,800	
37			222,800	
38			225,400	
39			227,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十年三月二十七日

衆議院会議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四九一

## ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	217,500 円	— 円	107,300 円	86,200 円	67,900 円
2	224,800	137,000	112,200	90,400	71,600
3	232,100	142,800	117,100	94,600	75,300
4	239,400	148,600	122,000	98,800	79,000
5	246,700	154,400	127,200	103,000	83,200
6	254,000	160,200	132,400	107,300	87,400
7	261,300	166,000	137,600	111,800	91,600
8	268,200	171,800	142,800	116,500	95,800
9	274,900	177,600	148,600	121,300	100,000
10	281,600	183,400	154,400	126,200	104,200
11	288,300	189,200	160,200	131,100	108,500
12	294,800	196,000	166,000	136,300	112,800
13	300,600	203,200	171,800	141,500	117,100
14	305,700	210,400	177,600	146,900	121,200
15	309,900	217,600	182,800	152,400	125,200
16		224,900	187,800	157,900	129,200
17		232,200	192,800	163,400	133,200
18		239,500	197,800	168,700	137,200
19		246,800	202,500	174,000	141,100
20		254,100	207,200	179,200	144,800
21		260,500	211,900	184,200	148,500
22		265,100	216,600	189,200	152,100
23		269,700	220,900	194,200	155,600
24		274,300	225,200	198,900	159,000
25		278,900	229,300	203,600	162,300
26		283,500	233,400	208,300	165,400
27		287,300	237,200	213,000	167,900
28			240,300	217,300	
29				221,600	
30				225,600	
31				229,600	
32				233,100	
33				235,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(附則)  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定は、昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日ににおけるこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日において改正前の法の規定によりその者が属していた職務の等級に対する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

## 官報(号外)

2 (特定の職務の等級の切替え)  
昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日ににおけるこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日において改正前の法の規定によりその者が属していた職務の等級に対する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

## (特定の号俸の切替え等)

3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における改正後の法の規定による号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二から附則別表第五(以下この項及び次項において「新号俸」という。)は、切替日において改正前の法の規定により切替日ににおける職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に

対する切替日後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

## (旧号俸等の基礎)

5 切替日ににおいて改正前の法の規定により教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員で人事院規則で定めるものの切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに教育職俸給表の適用を受けることとなつた職員及び教育職俸給表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによることとなる。

7 切替日前の異動者の号俸等の調整)  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前において改正前の法の規定により教育職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額は、切替日においてその者が属していった職務の等級におけるその者が受けた俸給月額(次項において「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していった職務の等級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

## (旧号俸等の基礎)

9 切替期間において教育職俸給表の適用を受けた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。  
(給与の内払)

10 附則第二項から前項までに定めるもののか、この法律(次項から附則第十五項まで及び附則第十七項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。  
(教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)

11 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハを除く。附則第十三項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員の切替日ににおける俸給月額は、切替日においてその者が属する防衛庁の職員給与法の一部を次のようにより改正する。

12 地方自治法の一部を次のように改正する。  
(地方自治法の一部改正)

13 第二百四条第二項中「寒冷地手当」の下に「義務教育等教員特別手当」を加える。  
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

14 第一条中「勤勉手当」の下に「義務教育等教員特別手当」を加える。  
(国家公務員災害補償法の一部改正)

15 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のようにより改正する。

16 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。  
(国家公務員災害補償法の一部改正)

17 地方公務員災害補償法の一部を次のように改正する。  
(地方公務員災害補償法の一部改正)

昭和五十年三月二十七日 衆議院会議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四九三

附則別表第三 教育職俸給表(二)の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から16まで	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	切替日において 改正前の法の規 定により職員が 属していた職務 の等級	切替日における改正後 の法の規定による職務 の等級	
		甲	乙
教育職俸給表(二)	1等級	特1等級	1等級
教育職俸給表(二)	2等級	1等級	2等級

附則別表第二 教育職俸給表(二)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から11まで	1
12	2
13	3
14	4
15	5
16	6
17	7
18	8
19	9
20	10
21	11
22	12
23	13
24	14

附則別表第五 教育職俸給表(三)の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から14まで	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	19
33	20
34	21
35	22
36	22
37	23
38	24

附則別表第四 教育職俸給表(三)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から15まで	1
16	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	11
27	12
28	12

## 理由

一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の規定に基づく人事院の国会及び内閣に対する昭和五十年三月十七日付け勧告にかんがみ、教育職俸給表の適用を受ける国家公務員の俸給月額を改定し、及び義務教育等教員特別手当の新設を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の規定に基づき、人事院が国会及び内閣に対して行つた昭和五十年三月十七日付けの「教員給与の改善について」の勧告を、勧告どおり、実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 教育職俸給表の俸給月額を改定すること。
- 2 教育職俸給表（及び）について、特一等級を設けること。
- 3 義務教育等教員特別手当を設け、月額九千円を超えない範囲内で、職務の等級及び号俸の別に応じて、人事院規則で定める額を、義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給することとし、これとの権衡上必要と認められるところほか、俸給表の改定に伴う所要の切替措置、関係法律の一部改正等について規定している。
- なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用することとしている。

## 二 議案の可決理由

昭和五十年三月十七日付けの人事院勧告にかかるがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。本案施行に要する経費は、約五億円である。

右報告する。

昭和五十年三月二十五日

内閣委員長 前尾繁三郎殿

藤尾 正行

〔別紙〕

## 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の教員給与改善のための人事院勧告は、教員の人文材確保に関する特別措置法の趣旨に沿つて、広く教育界に有為な人材をあつめ、教育水準の維持向上を図るためにあるが、今回の改善内容については不十分な点が認められる。従つて政府及び人事院は、給与法改正、人事院規則の改正に当たつては、次の諸点を十分考慮すべきである。

- 1 教員給与体系の改正に伴い、一般教諭についても一定の資格と教職経験年数を勘案して一等級を適用できる途を開くこと。
- 2 学校事務職員に対する給与改善については、具体的実効を伴う措置を検討すること。
- 3 具体的実効を伴う措置を検討すること。

## 自動車安全運転センター法

第四条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第五条 センターの資本金は、五千万円とし、政

府がその全額を出資する。

第六章 監督（第四十条・第四十一条）

第七章 雑則（第四十二条・第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十八条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 自動車安全運転センターは、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る資料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者の利便の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（登記）

第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（登記）

- 1 一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 二 交通事故 道路交通事故法第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。
- 3 三 運転免許 道路交通事故法第八十四条第二項の第一種運転免許及び第二種運転免許をいう。
- 4 四 法人規格（法人格） 第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。
- 5 第二章 設立 第九条 センターを設立するには、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者七

人以上が発起人となることを必要とする。  
(設立の認可等)  
第十条 発起人は、定款及び事業計画書を国家公安委員会に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十二条 国家公安委員会は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の便利の増進に資することが確実であると認められること。

第十二条 国家公安委員会は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時において、第十八条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第五条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の便利の増進に資することが確実であると認められること。

第十二条 国家公安委員会は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時において、第十八条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第五条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

規定期による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款)

第十五条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

二 定款の変更是、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第十六条 センターに、役員として、理事長一人、監事一人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十七条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

二 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

三 監事は、センターの業務を監査する。

（役員の任命）

第十八条 センターの役員若しくは職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員得た秘密を漏らしてはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十条 センターの役員は、理事会の認可を受けたときは、その役員を解任することができる。

（職務上の義務違反があるとき）

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならぬ。

（役員の兼職禁止）

第二十二条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十三条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

（代理人の選任）

第二十四条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する

事長が任命する。

(役員の任期)

第十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)

第二十二条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

(職員の任命)

第二十三条 センターの職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第二十五条 センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他の運営に関する重要な事項を審議する

機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員会)

第二十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(職員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 センターの役員若しくは職員は、これららの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(第四章 業務)

第二十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 運転免許を受けた者が自動車の運転に関する規定により総理府令で定める場合に該当したとき

道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく处分に違反したこと

により総理府令で定める場合に該当したとき

に、当該違反をした者に対する対応、その旨を書面で通知すること。

二 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る総理府令で定める事項を記載し

た書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付すること。

三 交通事故に關し、その発生した日時、場所

その他総理府令で定める事項を記載した書面

代理人を選任することができる。

(評議員会)

第十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)

第二十二条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

(職員の任命)

第二十三条 センターの職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第二十五条 センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他の運営に関する重要な事項を審議する

機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員会)

第二十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(職員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 センターの役員若しくは職員は、これららの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(第四章 業務)

第二十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 運転免許を受けた者が自動車の運転に関する規定により総理府令で定める場合に該当したとき

に、当該違反をした者に対する対応、その旨を書面で通知すること。

二 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る総理府令で定める事項を記載し

た書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付すること。

を、当該事故における加害者、被害者その他利益を有すると認められる者の求めに応じて交付すること。

四 運転免許を受けた者で自動車の運転に関するもの又は運転免許を受けた青少年に対して、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を実施すること。

五 自動車の安全な運転に必要な技能に関する調査研究その他道路の交通に起因する障害の防止に資するための調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務。

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならぬ。

3 第一項第一号から第三号までに規定する書面の様式は、総理府令で定める。

#### (業務方方法書)

第三十条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第三十一条 センターは、第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を行つた必要的な事項について、警察庁又は都道府県警察に照会することができる。この場合において、センター又は都道府県警察は、照会に係る事項をセンターに通知するものとする。

第五章 財務及び会計  
(事業年度)  
第三十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
(予算等の認可)  
第三十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国家公安委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十四条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国家公安委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

第三十五条 センターは、前項の規定により財務諸表を国家公安委員会に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)  
第三十六条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)  
(財産の処分等の制限)  
第三十七条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

2 都道府県警察は、センターに係る事項をセンターに通知するものとする。

第五章 財務及び会計  
(事業年度)  
第三十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国家公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関する事項は、総理府令で定める。

第六章 監督  
(監督)  
第四十条 センターは、国家公安委員会が監督する。

2 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
第四十一条 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告させ、又は警察庁の職員にセンターの事務所その他の事業場立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第七章 雜則  
(連絡等)  
第四十二条 センターは、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとする。

2 都道府県警察は、センターに對し、その業務の円滑な運営が図られるよう、必要な配慮を加えるものとする。

(解散)  
第四十三条 センターの解散については、別に法律で定める。

第四十四条 内閣総理大臣は、第三十七条又は第三十九条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣との協議)  
第四十五条 第二十九条第一項、第三十二条、第三十六条又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

2 第三十四条第一項の規定による罰金に處する。

2 第二十九条第一項又は第三十八条の規定による罰金に處する。

2 第三十四条第一項の規定による罰金に處する。

(解釈)  
第四十六条 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

2 この法律の規定により國家公安委員会の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第七条第一項の規定に違反して登記するこ

とを怠つたとき。

2 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

2 第四十二条第二項の規定による國家公安委員会の命令に違反したとき。

第四十八条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にその名称中に自動車安全運転センターという文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正) 第五条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

(自動車安全運転センター登録免許税法の一部改正) 第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

自動車安全運 転センター	自動車安全運 転センターラー法(昭和五十年法)
-----------------	----------------------------

(地方税法の一部改正) 第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び国際協力事業団」を「国際協力事業団及び自動車安全運転センター」に改める。

第七十三条の四第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 自動車安全運転センターが自動車安

全運転センター法(昭和五十年法律第号)第二十九条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十一 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正) 第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運 転センター	自動車安全運 転センターラー法(昭和五十年法)
-----------------	----------------------------

(印紙税法の一部改正) 第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

最近における道路交通及び交通事故の実情にかかるが、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車安全運転センターは、法人とし、國家公安委員会の認可を受けて設立するものとする。

2 自動車安全運転センターは、次の業務を行ふものとする。

(1) 道路交通法の規定等に違反したことにより、運転免許の効力の停止を受けることとなる直前の段階に達した者に対する旨を通知すること。

(2) 運転免許を受けた者の求めに応じて、その者の運転に関する経歴を記載した書面を交付すること。

(3) 交通事故の被害者等の求めに応じて、当該交通事故に係る事項を記載した書面を交付すること。

(4) 運転免許を受けた者で高度の運転の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの

の一部を次のように改正する。

3 又は運転免許を受けた青少年に対して、それぞれ必要とされる運転に関する研修を行うこと。

4 政府の出資監督等に関する規定その他所要の規定を設けるものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

6 計上されている。

7 本案施行に要する経費 昭和五十年度一般会計予算(總理府所管)に自動車安全運転センター出資金として五千万円が計上されている。

8 右報告する。

9 昭和五十年三月二十六日 交通安全管理特別委員長 下平 正一

10 昭和五十年三月二十六日 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

11 昭和五十年三月二十六日 衆議院議長 前尾繁三郎殿

12 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

13 昭和五十年三月二十六日 衆議院議長 前尾繁三郎殿

14 河野 謙三

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「施行の日から起算して十年を経過した時に」を「昭和六十年三月三十日限り、」に、「その時までに行なわれた」を「同日までに行われた」に、「その後」を「同日後」に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

[別紙]

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に伴い、特に次の点について善処すべきである。

一 市町村の合併に当たつては、基礎的地方公共団体としての市町村の自主性を十分に尊重すること。

二 市町村の合併に当たつては、住民投票その他の方法により、関係住民の意向を十分に尊重すること。

第三条の三第一項の表中小樽商科大学短期大学部の項の次に次のように加える。

島根大学	島根県	文理学部	富山大学	富山県	文理学部
		教育学部			教育学部
		経済学部			経済学部
		薬学部			医学部
		工学部			工学部
を		を		を	
島根医科大学	島根県	文理学部	島根医科大学	島根県	文理学部
		教育学部			教育学部
		農学部			農学部
		医学部			医学部
		工学部			工学部
に		に		に	

第三条第一項の表千葉大学の項中「薬学部」を「看護学部」に改め、同表中富山大学に、

市町村の合併を円滑にするため、現在の法律による特例措置を引き続き存置し、その有効期間を延長しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年三月二十六日

地方行政委員長 大西 正男

第三条第一項の表千葉大学の項中「薬学部」を「看護学部」に改め、同表中

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 国立学校設置法の一部を改正する法律案及び

内閣総理大臣 三木 武夫

分子科学研究所

愛知県

分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究



第四条から第六条までの規定中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第四項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

度」を「昭和五十年度」に改める。

第七条の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第八条の見出し中「低いおう燃料油」を「低硫黄燃料油」に改め、同条第一項各号列記以外的部分中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「期間内」を「期間(以下この条及び「承認製造工場」という。)」を加え、「低いおう燃料

油」を「低硫黄燃料油」に、「減圧蒸留留出油及び」を「減圧蒸留留出油、減圧蒸留留出油に減圧蒸留を「減圧蒸留留出油(軽質留分を除く。)を混合したものの又は」に改め、「数量」の下に「(当該製造に係る低硫黄燃料油の数量に対応するものとして政令で定める数量に限る。)」を加え、同項第一号中「低いおう燃料油」を「低硫黄燃料油(間接式水素添加脱硫装置により製造されるものにあつては、指定期間内に、承認製造工場で政令で定めるところにより製造され又は調製される重油(燃料用その他の政令で定める用途に供されるものに限る。)の原料又は材料として使用するものに限る。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中「低いおう燃料油」を「低硫黄燃料油」に改め、同条第三項第一号中「第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる低いおう燃料油の製造」を「指定期間内に、第一号に規定する重油の製造若しくは調製」に、「当該製造」を「当該製造若しくは調製」に改め、同項第二号中「第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項各号に掲げる低いおう燃料油」を「承認製造工場以外の場所で第一項各号に掲げる低硫黄燃料油」に改め、「原料油の製

造」の下に「及び重油の製造又は調製」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品を原料として間接式水素添加脱硫装置により製造された低硫黄燃料油は、その製造の原料となつた同項各号に掲げる物品に係る指定期間内に、同項第一号に規定する重油の製造用若しくは調製用以外の用途に供し、又は当該製造用若しくは調製用以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項後段若しくは第三項後段において準用する同条第一項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条第二項の低硫黄燃料油若しくは同条第三項の重油をこれらに供するため譲渡したときは、これらの場合はその用途以外の用途に供するため譲渡したときには、これらの場合に該当する」ととなつた者から、これらの物品に係る第八条第一項各号に掲げる物品について同項の規定により軽減した場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一 暫定関税率表(第二条、第八条の二、第八条の六、第八条の七関係)に改める。

別表第一第〇八・〇九号の次に次の二号を加える。

〇八・一〇 冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わぬものとし、糖類を加えてないものに限る)のうち

バイナップル



## 二九・三一

有機硫黄化合物

四 その他のもの

- (1) エチルキサントゲン酸塩、イソプロピルキサントゲン酸  
 塩及びアミルキサントゲン酸塩

(2) その他のもの

(3) その他のもの

別表第一第二九・三九号中 三 その他のもの

七・五% を

無税

## 別表第一第二九・三九号中 一 インシュリン

三 その他のもの

七・五% に改める。

無税

## 別表第一第三〇・〇三号中 一 抗生物質製剤及びホルモン製剤

(1) インシュリン製剤

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

## 別表第一第三九・〇六号中 一 抗生物質製剤及びホルモン製剤

(2) その他のもの

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

## 別表第一第三九・〇六号中 二 その他のもの

(3) その他のもの

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

## 別表第一第三九・〇六号中 二 その他のもの

(1) カシュー・ナット・シェル液の高重合体

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

## 別表第一第三九・〇六号中 二 その他のもの

(2) その他のもの

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

## 別表第一第三九・〇六号中 二 その他のもの

(3) その他のもの

七・五%

に改める。

七・五% を

無税

別表第一第四四・二一七号中 「一五%」を「一〇%」に改める。  
別表第一第四四・二八号中 「一五%」を「一一・五%」に改める。

別表第一第六二・〇五号の次に次の一号を加える。

六四・〇一 はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作ったものに  
限る。)のうち  
スキーベー(昭和五五年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一第六七・〇五号中 「一一・五%」を「一〇%」に改める。

別表第一第七四・〇一號を次のように改める。

七四・〇一 銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)及びくず  
(1) 製鍊用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)(1) 課税価格が一キログラムにつき四一五円以下のもの  
 ムにつき一キログラムにつき一五円(1) 課税価格が一キログラムにつき四一五円以下のもの  
 ムにつき一五円

五四

一キログラムにつき一五円

五四

官 報 (号 外)

別表第一第三〇三・〇一号の前に次の一号を加える。

○二一・〇一 魚（生きていなきものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）

一 観賞用のもののうち

こい及び金魚以外のもの

別表第二第三〇五・一四号の次に次の一号を加える。

○五・一五 動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていなきもので食用に適しないもの

七 その他のもの

別表第三第三〇八・〇五号中「甘扁桃仁」の下に「及びヘーゼルナット」を加える。

別表第三第一一・〇二号の次に次の一号を加える。

一二・〇三 繁殖用の種、果実及び胞子

一 野菜の種

別表第四第一四・〇五号を次のように改める。

一四・〇五 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）

二 その他のもののうち

ふのり属のもの

三 その他のもののうち

たぶのきのもの

別表第五第一五・〇二号の次に次の一号を加える。

一五・〇五 ワールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）

別表第六第一六・〇五号中「單に水煮した後に」を「單に水若しくは塩水で煮、又はその後に塩藏し、塩水づけし若しくは」に、「いか（気密容器入り）を「えび（單に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したものに限る。）及びいか（気密容器入り）」に改める。

別表第七第一一・〇五号を次のように改める。

一二・〇五 スープ及びプロス（固形又は粉状のものを含む。）並びに均質混合調製食料品

野菜スープ（氣密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）

均質混合調製食料品  
その他のもの

一〇%  
一二%  
一五%

別表第三中「別表第三 鉱工業產品等特惠關税率（二分の一輕減税率）適用品目表」を「別表第三 鉱工業產品等特惠關税率（二分の一輕減税率）適用品目表（第八条の二関係）」に改める。

別表第三第七五・〇三号を削る。

別表第四中「別表第四 特惠關稅例外品目表」を「別表第四 特惠關稅例外品目表（第八条の二関係）」に改める。

別表第五中「別表第五 暫定簡易税率表」を「別表第五 暫定簡易税率表（第八条の五関係）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の關稅暫定措置法第八条第一項の規定により關稅の輕減を受けた物品については、なお從前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にして所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における内外の經濟情勢の変化に対応するため、一部の機械について關稅率の引下げを図る等關稅率について所要の調整を行うとともに、低硫黃燃料油製造用原油等の減稅範囲を改める等關稅の減免還付制度について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

關稅暫定措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、關稅負担の適正化等に資するため、

關稅率について所要の調整を行なうほか、關稅減免還付制度について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 關稅率の改正

1 關稅負担の適正化及び通關手続の簡素化を図るため、潤滑油、製本機械等四〇品目の關稅率について、その引下げを行うこと。

2 最近における輸入急増の結果、国内關連産業に重大な影響が生じている冷凍パイナップル及びプラスチック製スキー靴の関

- 税率を引き上げること。
- 3 スライド関税制度が採用されている粗銅及び銅の地金について、最近の内外価格の実情等を勘案し、無税点の引上げ及び関税率の引下げを行うこと。
- 4 特惠関税適用品目に熱帶魚等四品目を追加するとともに、均質混合調製食料品等二品目について、特惠税率の引下げを行うこと。
- 5 昭和五十年三月三十一日に適用期限の到来する七七四品目の暫定税率の適用期限を、一年間延長すること。
- (2) 関税減免還付制度の改正
- 1 低硫黄燃料油製造用原油等の減税制度について、最近の石油精製企業における脱硫作業の実態に即し、減税範囲につき所要の改訂を行うとともに、その適用期限の延長を行うこと。
- 2 その他、給食用脱脂粉乳免税制度、ガス製造用原油等免税還付制度等九制度について、その適用期限の延長を行うこと。
- なお、本案の施行に伴い、昭和五十年度において、関税率の改訂により約六億円の減収、制度の改訂により約二十億円の增收が見込まれている。
- 二 議案の可決理由
- 最近における内外の経済情勢等にかんがみ、関税負担の適正化等に資するため、関税率の引

下げ等を行おうとする本案は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和五十年三月二十六日

衆議院議長 前尾繁二郎殿  
大蔵委員長 上村千一郎

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可日

昭和五十年三月二十七日 衆議院会議録第十四号

五〇六

定価一部一一〇円

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四一(大代)